

## 稲城市公式キャラクターの使用に関する要綱

令和5年1月10日

市長 決 裁

「稲城なしのすけ」の商標使用に関する要綱（平成24年4月27日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、稲城なしのすけ及びオネカン戦士稲城ペダリオン（以下「稲城市公式キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 稲城なしのすけ 別図1及び外観において別図1と同視される図形並びに稲城なしのすけと同一の文字からなるもの並びに平仮名、カタカナ及びローマ字の文字を相互に変更するものであって同一の呼称及び観念を生ずるもの
- (2) オネカン戦士稲城ペダリオン 別図2及び外観において別図2と同視される図形並びにオネカン戦士稲城ペダリオンと同一の文字からなるもの並びに平仮名、カタカナ及びローマ字の文字を相互に変更するものであって同一の呼称及び観念を生ずるもの

（使用許諾の手續）

第3条 稲城市公式キャラクターを使用しようとするものは、あらかじめ市長へ申請書を提出し、当該使用に係る許諾を受けなければならない。

- 2 申請書は使用目的及び使用品毎に提出しなければならない。ただし、当該使用が第11条の無償使用に該当する場合は、使用目的毎に提出することができるものとする。
- 3 申請書には、使用品の見本を添付しなければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用する場合には、申請書の提出に代えて、企画部企画政策課に任意の書面又は電子メールにて使用の旨を伝え、許諾を得ることで足るものとする。

5 使用許諾の手續きに係る費用は、申請者が負担する。

(使用の許諾)

第4条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、審査を行い、その内容が以下の各号のいずれにも該当しない場合、当該使用を許諾するものとする。この場合において、申請者は、速やかに市長と当該使用許諾に係る契約書を締結しなければならない。ただし、当該使用が無償使用若しくは別表のうち稲城市公式キャラクターの使用料（以下「キャラクター使用料」という。）を免除する規定に該当する場合であって、当該契約の締結を省略する相当の理由があると市長が認めるときは、当該契約の締結に代えて、市長から申請者へ許諾の決定を通知するものとする。

- (1) 当該使用により、他の著作物と誤認又は混同を生じるおそれがあると認められるとき。
- (2) 当該使用により、稲城市公式キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 稲城市公式キャラクターを立体物として使用しようとする場合であって、その表現が稲城市公式キャラクターの立体物と認められないとき。
- (4) 当該使用が特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 稲城市暴力団排除条例(平成25年稲城市条例第3号)第2条第1号から第3号までの規定に該当するものが使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、稲城市公式キャラクターを使用することが適当でないときと認められるとき。

2 市長は、申請書の内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、不許諾の決定をし、申請者に通知するものとする。

(使用許諾の期間)

第5条 前条第1項の使用許諾の期間は、稲城市公式キャラクターの使用開始日から、当該使用開始日の属する年度の末日までの間において定める。

(使用許諾の条件)

第6条 市長は、稲城市公式キャラクターの使用に係る事項の確実な実施を図るた

め必要な最小限度のものに限り、第4条第1項の使用許諾に条件を付することができる。

(使用許諾事項の変更)

第7条 第4条第1項の使用許諾を受けたもの(以下「使用者」という。)は、許諾を受けた事項に変更があったときは、速やかに、市長に報告しなければならない。ただし、使用目的又は使用品そのものに変更が生じる場合は、改めて第3条第1項の申請書を提出しなければならない。

(稲城市公式キャラクターの使用料)

第8条 稲城市公式キャラクターの使用料(以下「キャラクター使用料」という。)は、使用の態様に応じ、次の各号に定める額とする。

(1) 商品(販売を目的として製造する製品(そのパッケージを含む。)及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。)に使用する場合、商品ごとの販売総額(販売小売価格(消費税を含む。))に生産数を乗じて算出される金額)に5パーセントを乗じ、1円未満の端数を切り捨てて得た額に、使用した稲城市公式キャラクターの数を乗じた額

(2) 前号のほか、収益を上げることを目的としたサービス等に使用する場合、別途市長が決定する額

2 使用者が同一のキャラクターの図形又は文字を複数種類使用するときは、使用した稲城市公式キャラクターの数を1点とみなす。

(キャラクター使用料の減額又は免除)

第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、稲城市公式キャラクターの使用が別表で定めるものに該当するときは、当該キャラクター使用料を減額し、又は免除することができる。

(キャラクター使用料の納付等)

第10条 使用者は、市長が指定する期限内に、第8条及び前条の規定により算出したキャラクター使用料を支払わなければならない。

2 前項の場合において、使用者は、当該キャラクター使用料の債務を、自己が市又は市長に対して有する他の債権と相殺することができない。

(稲城市公式キャラクターの無償使用)

第11条 稲城市公式キャラクターを商品又は収益を上げることを目的としたサービ

ス等に使用しない場合は、そのキャラクター使用料を無償とする。

(使用品の在庫販売等)

第12条 使用者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、許諾を受けた事項を変更しない限りにおいて、第5条の使用許諾の期間満了後においても、引き続き稲城市公式キャラクターを使用することができるものとする。

(1) 使用許諾期間中に生産した第8条第1項第1号の商品の在庫販売を行う場合

(2) 前条の無償使用に該当する場合で、かつ、使用許諾期間中に生産した使用品を引き続き使用する場合

(使用許諾の解除等)

第13条 市長は、稲城市公式キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに使用許諾を解除するものとする。

(1) 稲城市公式キャラクターの使用が、第4条第1項各号のいずれかに該当する、又は該当するおそれがあると認められたとき。

(2) 第6条の規定により付した条件に違反したとき。

(3) この要綱又はその他関係法令に違反したとき。

2 使用者は、前項の措置により損害を生じた場合において、市長に対しその賠償を請求することができない。

(目的外使用等の禁止)

第14条 使用者は、使用許諾の範囲を超えて稲城市公式キャラクターを使用し、若しくは当該許諾により取得した一切の権利を譲渡し、転貸し、又は担保の目的に供してはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

別表（第9条関係）

キャラクター使用料の減額割合又は免除

使用方法	減額割合 又は免除
国、他の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に使用するとき。	免除
第3条第4項に規定する報道目的に使用するとき。	免除
出版社、旅行会社等が使用する場で、市への誘客効果が期待できるものと市長が認めるとき。	免除
地域商品券の絵柄とするとき。	免除
その他公益上の観点から市長が当該キャラクター使用料を免除することが適当であると認めるとき。	免除
申請者が、当該使用品に係る申請を初めて行うとき。	6/10
申請者の住所（企業・団体の申請の場合は所在地）が稲城市内であるとき。	4/10
その他公益上の観点から市長が当該キャラクター使用料を減額することが適当であると認めるとき。	市長が別に定める額

※上記に複数該当する場合においては、免除が含まれる場合は免除を、その他においては減額割合が最も高いものを適用する。

稲 城 市 長 様

## 稲城市公式キャラクター使用許諾申請書

住 所（企業・団体の場合は所在地） 〒 ー	
団体の名称（個人の場合は名前）	代 表 者（役職・氏名）
担 当 者	電話番号：
	E-mail：

※ 企業・団体の申請の場合、稲城市公式キャラクターを主に使用する支店、営業所、店舗等单位での申請も可能です。

稲城市公式キャラクターの使用について、次のとおり申請します。

使用希望キャラクター	<input type="checkbox"/> 稲城なしのすけ <input type="checkbox"/> オネカン戦士稲城ペダリオン	希望絵柄 No.（ ）
		ロゴタイプ（ ）
		希望拡張子（ ）
		名称のみ使用 <input type="checkbox"/>
使 用 目 的		
使 用 品 の 名 称		
生 産 予 定 数		
販売または使用場所		
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	

※ 原則として、使用期間の終期は、最長でも使用を開始した日の属する年度の3月31日まで。

■販売（販売の他、本使用品を有料にて提供する場合も含む）する場合は以下も記載

<input type="checkbox"/>	商品を販売する場合	販売小売価格： 円(税込)
<input type="checkbox"/>	その他の場合 ※ 本使用品を有料にて提供する場合	使 用 方 法：

■添付書類（必ず以下の書類を本申請書に添付してください。）

<input type="checkbox"/>	使用する物の見本（例：デザイン・設計図 等）
--------------------------	------------------------

様

稲城市長 ○ ○ ○ ○ 印

稲城市公式キャラクター使用許諾通知書

年 月 日付けで申請のありました稲城市公式キャラクターの使用について、下記のとおり許諾します。なお、使用に当たってはあらかじめ裏面の「使用上の遵守事項」をお読みください。

記

1 使用の範囲

(1) 期間

●●●●年●●月●●日 から●●●●年 ●●月●●日まで

(2) 内容

使用目的	
使用品の名称	
生産予定数	
使用場所	
使用許諾の条件	
備考	

2 使用料： 無償とする

### 3 使用上の遵守事項

- (1) 使用に際して、著作権表記（稲城なしのすけにおいては「©K. Okawara・Jet Inoue」を、オネカン戦士稲城ペダリオンにおいては「©稲城市」又は「©Inagi City」）を、使用品に明示すること。
- (2) 稲城市公式キャラクターの使用に関する権利について、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 第三者が稲城市公式キャラクターの著作権又は登録商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等については、使用者は市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 使用者は、使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 市から要請があった場合は、稲城市公式キャラクターの使用実態を報告し、又は使用品等を提出すること。
- (7) 使用者が、稲城市公式キャラクターの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (8) 使用許諾を受けた事項を変更する場合は、速やかにその旨を市長に報告すること。
- (9) その他、稲城市公式キャラクターの使用に関する要綱等に違反する行為を行わないこと。



稲企企第 号  
年 月 日

様

稲 城 市 長 印

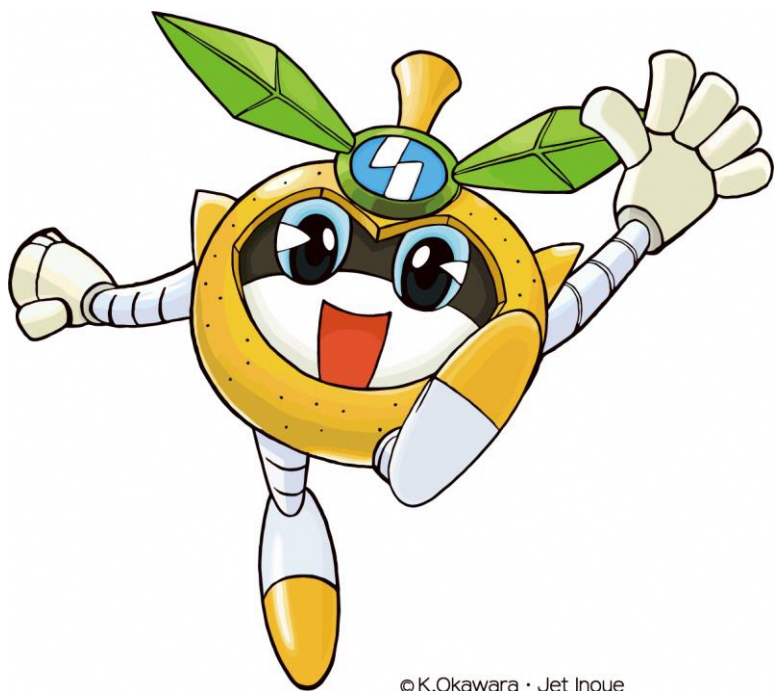
稲城市公式キャラクター使用不許諾通知書

年 月 日付けで申請のありました稲城市公式キャラクター使用許諾申請  
については、下記の理由により許諾いたしませんので、通知いたします。

記

許諾しない理由

別図1 (第2条関係)



別図2 (第2条関係)

